

一般財団法人関西電気保安協会 次世代育成支援行動計画

従業員が、仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日までの 10 年間

2. 内容

・目標 1

父母ともに育児休業を取得するよう、育児休業制度の取得を促進する。

<対策>

育児休業制度について周知する。

・目標 2

小学校 4 年生の始期に達するまでの子を持つ従業員を対象とする短時間勤務制度の取得を促進する。

<対策>

子が小学校 4 年生の始期に達するまでの短時間勤務制度について周知する。

・目標 3

小学校就業前の子どもの育児のための休暇取得を促進する。

<対策>

育児休暇制度（積立休暇・その他休暇）について周知する。

・目標 4

子育て支援制度について周知する。

<対策>

電子掲示板に掲載し、周知する。

産前産後休業、育児休業、育児休暇、育児休業給付、出産手当・出産一時金や社会保険料免除制度等の制度について

・目標 5

年次有給休暇の取得を促すため、定期的に取得状況を作成し、意識啓発を図る。

<対策>

半年ごとに有給取得状況を作成し、取得が進んでいない者に対しては、各所属長より意識啓発を図る。

子育て支援制度

平成31年1月1日現在

項目	関連法、社内規程等	内容
産前産後の休業	労働基準法第65条	産前6週間(多胎妊娠は14週間)は、就業させてはならない。 産後8週間は、就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した場合において、医師が支障ないと認めた業務に就かせることは差支えない。
育児休業	育児休業法 育児休業規程	【育児休業】 子が満3歳に達する日の年度末まで。 【育児のための短時間勤務】 子が小学校4年生の始期に達する日まで、所定労働時間2時間を限度として短縮できる。
育児休暇	就業規則	【看護休暇】 養育する子(小学校に就学するまで)を看護するとき。負傷、疾病にかかった子の世話、疾病の予防を図るための世話をを行うための休暇を取得できる。 【育児休暇】 養育する子(小学校に就学するまで)を育児するとき。新型インフルエンザ等で保育園・幼稚園が休園になった場合など、必要な育児を行うための休暇を取得できる。 【積立休暇】 有給休暇の積み立て分を上記の看護、育児に取得できる。
育児休業給付	雇用保険法第61条の4	育児休業期間(最長、子が2歳に達する日の前日まで)中、休業開始時賃金日額の40%相当額が支給される。
出産手当金 出産一時金	関西電力健康保険組合	出産手当金:標準報酬日額の3分の2が支給される。 (本人)出産育児一時金:42万円 (家族)家族出産育児一時金:42万円
産前産後、育児休業中の 社会保険料免除制度	日本年金機構 関西電力健康保険組合	産前産後休業中および育児休業中の社会保険料は、免除措置がある。